○法務省告示第五百七号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月八日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［略］ ロ　イ以外の実習実施機関	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［同上］ ロ　イ以外の実習実施機関
名称 / 所在地 / 実習内容 ［略］ 株式会社アキュアリンク / 神奈川県相模原市南区当麻八百七十四番地七 / ビルクリーニング	名称 / 所在地 / 実習内容 ［同上］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○法務省告示第五百八号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月八日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容
名称 / 所在地 / 実習内容 ［略］ 株式会社千寿建設 / 神奈川県横浜市鶴見区本町通四丁目百七十一番地十六 / とび 株式会社北斗工業 / 神奈川県横浜市港北区綱島西六丁目六番十三号 / とび 有限会社新生舗装 / 神奈川県川崎市宮前区土橋一丁目九番地三 / 型枠施工	名称 / 所在地 / 実習内容 ［同上］ ［項を加える。］ ［項を加える。］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	